

令和7年4月1日から、盛土等を行う場合は許可が必要です。

栃木県では、令和7年4月1日に県内全域（宇都宮市を除く※）を規制区域に指定し、宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）の運用を開始します。

盛土規制法とは

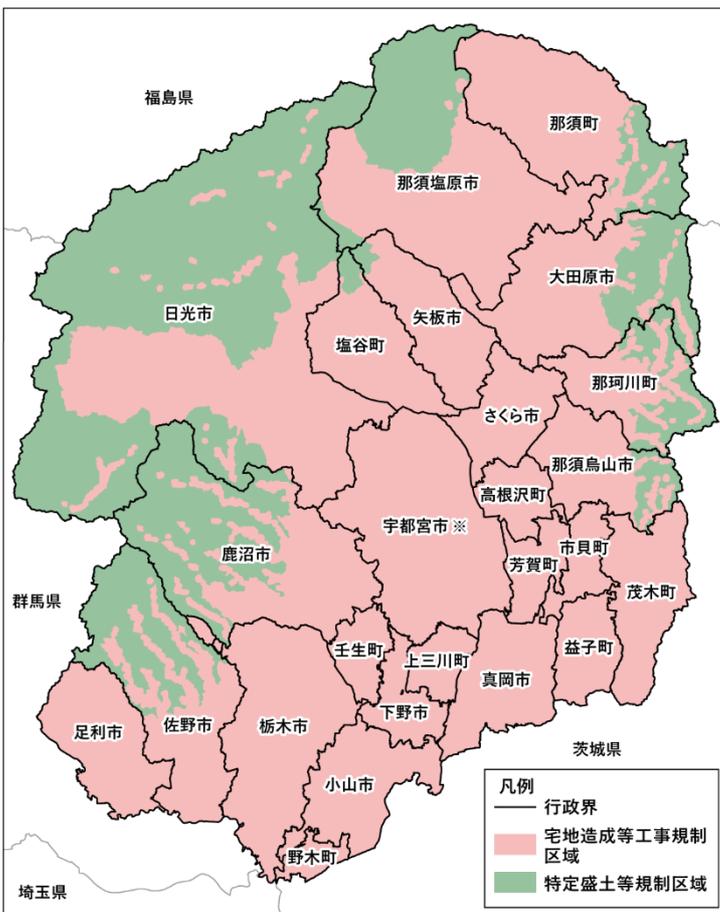
盛土等の安全を確保するための法律です。盛土等に伴う災害から人命を守るため、リスクのあるエリアはできる限り広く規制区域に指定する必要があります。規制区域は以下の2種類があります。

- ・ 宅地造成等工事規制区域
- ・ 特定盛土等規制区域

規制区域に指定されると

盛土等を行う場合は、あらかじめ許可又は届出が必要になります。過去の盛土等も含めて、土地所有者等ができる限り土地を常に安全な状態に維持することが必要です。

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域



※ 宇都宮市は中核市であるため、盛土規制法に基づく事務は市が実施しており、令和6年10月2日に規制区域を指定済です。

許可対象となる盛土等の規模

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

赤文字 宅地造成等工事規制区域 緑文字 特定盛土等規制区域

■ 宅地を造成するための盛土・切土 ■ 残土処理場における盛土・切土 ■ 太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、 高さが 2m超 5m超 の 崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 500㎡超 ※2 となるもの(①~④を除く)
イメージ図					

<一時的な土石の堆積>

■ 土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 かつ面積が 300㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 500㎡超 ※2 となるもの
イメージ図		

※1 「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。
 ※2 栃木県の条例により、特定盛土等規制区域における許可対象となる盛土等の規模を引き下げています(3,000㎡超⇒500㎡超)。

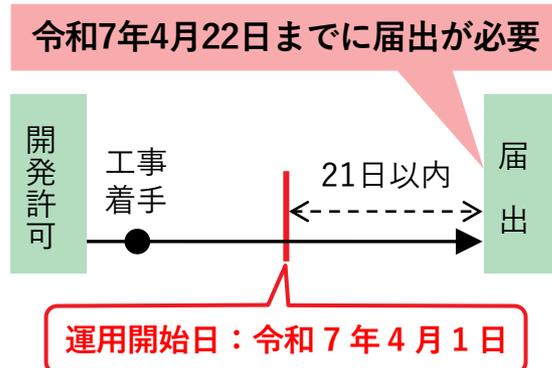
■ 区域指定時点で工事を行っている場合の届出

令和7年3月31日以前に工事着手しており、運用開始日時点も工事中の盛土等については、令和7年4月22日までに届出が必要となります。

➤ 開発許可との関連

都市計画法に基づく開発許可を受けていた場合でも、令和7年4月1日の運用開始日時点で、工事未着手の場合は、開発許可とは別に盛土規制法に基づく許可が必要となりますので、ご注意ください。

なお、令和7年4月1日の運用開始日以降に都市計画法に基づく開発許可を受けて行われる工事については、盛土規制法の許可を受けたものとみなされます（みなし許可）。



■ 許可申請・届出

許可申請・届出は、下記市町にご提出いただくこととなりますが、盛土規制法の適合状況等を事前に確認する必要がありますので、申請等に先立ち、必ず栃木県都市政策課と事前協議（相談）を実施してください。具体的な協議（相談）方法は、下記のホームページをご確認ください。

●相談（審査）窓口

栃木県 県土整備部 都市政策課 盛土安全推進班 tel 028-623-2801

●申請・届出窓口

市町名	担当課名	電話番号	市町名	担当課名	電話番号	市町名	担当課名	電話番号
足利市	都市政策課	0284-20-2168	矢板市	都市整備課	0287-43-6213	芳賀町	都市計画課	028-677-6020
栃木市	環境課	0282-21-2422	さくら市	生活環境課	028-681-1126	壬生町	生活環境課	0282-81-1834
佐野市	都市計画課	0283-20-3100	那須烏山市	都市建設課	0287-88-7118	野木町	生活環境課	0280-57-4131
鹿沼市	都市計画課	0289-63-2215	下野市	都市政策課	0285-32-8909	塩谷町	建設水道課	0287-45-1114
日光市	都市計画課	0288-21-5102	上三川町	地域生活課	0285-56-9131	高根沢町	都市整備課	028-675-8107
小山市	都市計画課	0285-22-9234	益子町	建設課	0285-72-8842	那須町	建設課	0287-72-6907
真岡市	都市計画課	0285-83-8153	茂木町	建設課	0285-63-5621	那珂川町	建設課	0287-92-1118
大田原市	都市計画課	0287-23-8758	市貝町	建設課	0285-68-1117			

※ 那須塩原市は、栃木県都市政策課に直接ご提出ください。

盛土規制法に関する詳細な情報は、以下のホームページを、ご覧ください。

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/h08/kikaku/moridokiseihou.html>

栃木県 盛土規制法

検索



栃木県 県土整備部 都市政策課 盛土安全推進班

tel 028-623-2801 / fax 028-623-2595

Email : moridoanzen@pref.tochigi.lg.jp